

1. 件名：新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画変更認可申請等に係る面談
2. 日時：令和2年2月19日(水)15時30分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、
内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他3名

5. 要旨

○原子力機構より、令和2年4月1日に予定されている原子炉等規制法の改正法第3条（以下「3条改正」という。）の施行に伴う研開炉規則の改正により、ふげんの廃止措置計画においても、「性能維持施設」を定める必要が生じることから、ふげんの性能維持施設の選定の考え方について、資料1及び資料2に基づき説明があった。また、併せてふげんの廃止措置の実施状況について、資料3に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下のとおり伝えた。

（資料1及び資料2について）

- ・今回新たに設定することとされた「性能維持施設」の選定に当たっては、既認可の廃止措置計画における、「原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理」に定められている設備を全て対象とすることを原則とすること。
- ・ふげんの廃止措置の状況を踏まえて、性能維持施設としての機能維持が不要と判断したものについては、維持すべき機能と機能維持が必要となる期間の関係を整理して、明確にすること。
- ・3条改正への対応については、原子力機構全体の方針を踏まえた上で、対応すること。

（資料3について）

- ・令和元年8月23日の面談時^(※)に使用済燃料貯蔵プールの除熱機能を停止することに伴う、プール水の温度等の評価結果の分析を行うことを求めていたが、当該評価結果について説明すること。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1：ふげんの性能維持施設の選定について

資料2：新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書 表6-1 原子炉設置変更許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理と性能維持管理施設

資料3：新型転換炉原型炉ふげん廃止措置の状況

※：令和元年8月23日の面談

新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置の実施状況に係る面談

<http://www2.nsr.go.jp/data/000282661.pdf>